

第九回国会
衆議院

地方行政、人事、文部、労働各委員会連合審査会議録第二号

(1011)

昭和二十五年十二月三日(日曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 龍野喜一郎君 理事 藤田義光君

理事 門司亮君

池見茂隆君 大泉寛三君

川本末治君 清水逸平君

田中元君 吉田吉太郎君

床次徳二君 山手満男君

大矢省三君 久保田鶴松君

木村榮君 立花敏男君

人事委員会

委員長 田中伊三次君

理事 松澤兼人君

石田博英君 小澤重喜君

藤井平治君 益谷秀次君

松永佛骨君 中曾根康弘君

八百板正君 加藤充君

文部委員会

委員長 長野長廣君

理事 岡延右二門君 理事 小西英雄君

理事 圓谷光衛君

坂田道太君 佐藤重遠君

高木章君 玉置信一君

若林義孝君 笹森順造君

志賀健次郎君 坂本泰良君

浦口鉄男君

労働委員会

委員長 倉石忠雄君

理事 島田末信君 理事 福永健司君

理事 吉武恵市君 理事 赤松勇君

佐藤親弘君 篠田弘作君

出席政府委員

法務総裁 大橋武夫君

人事院総裁 浅井清君

地方自治政務次官 小野哲君

総理府事務官(地方自治次官) 鈴木俊一君

地方自治政務官(地方自治課長) 藤井貞夫君

委員外の出席者

地方行政委員会 有松昇君

地方行政委員会 長橋茂男君

地方行政委員会 安倍三郎君

文部委員会 横田重左衛門君

文部委員会 石井島君

労働委員会 横大路俊一君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

労働委員会 濱口金一郎君

○今野委員 大橋法務総裁が急いでおられるようだから、先にお伺いいたします。実は私はこの間人事委員会に出席しておりまして、特別職の号俸を今度切下げるといふことについての問答があつたわけでありまして、その際社会党の成田委員からの質問に対して菅野官房副長官は、警察官その他は勤務時間が今まで多かつたけれども少くなつた。それは何ゆゑかと言へば治安が良好になつたからだ、こういうような答えがあつたのです。それで非常に疑問が起つたわけですが、大橋法務総裁はやはり治安が良好になつたと認められてゐるかどうか、その点を最初にお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 治安の状態につきましては、昨年は御承知の通り平穏事件、広島事件あるいは国鉄ストその他全国的に非常に大規模な騒擾その他の事件がありまして、天下の耳目を聳動いたしました次第であります。本年はさうな非常に大がかりな事件といふものは、今のところ発生いたしていません。しかしながら各地において特に朝鮮事変勃発以来反戦、反米的不法な行為等がございまして、警察官としては、これに對して相当の力を割かなければならぬやうな状態に相なつております。従いまして、警察官の勤務時間としては、昨年に比較して最近の事情は、ふえてこそおれ、決して減少といふやうなことはないであります。しかしただ菅野副長官がいかなることを人事委員会において申されましたか

は、私存しておりませんけれども、警察官の号俸が従来一般の国家公務員に比較して四号、五号くらい高くなつておつた。それをこのたびの給與の改正にあつたのは、その高い程度を従来の半分程度の号俸に切り下げたといふことは事実であります。そしてこれは警察官の勤務時間が減つたからという理由ではなくて、一般公務員の勤務時間が最近ふえて来ておられますので、これに比較すると絶対的には減少いたしておりませんが、他の一般公務員に比較して總体的に減つてゐる。他の公務員の方が非常にふえて来てゐる。その割合から言つて、警察官の勤務時間はさうふえておらぬ。さういふ実情を勘案いたしまして、警察官の号俸の引上げの率といふものを、一般の公務員よりも引下げられた次第であります。

○立花委員 法務総裁のお答えの中に朝鮮事変以来、反戦的不法行為とつしやつたのですが、反戦的不法行為といふものは、私どもは納得できないのです。御承知のように日本の憲法では戦争を放棄しております。進駐軍が日本に参つておりますのも、日本を平和な国にし、日本から軍事的、專制的なものを拂拭するために來てゐる。反戦といふのは不法といふふうには受取れないのですが、具体的にどういふことを法務総裁は反戦とおつしやいますか。

○大橋國務大臣 これは私も平常使つております職業的な用語を用ひましたので、あるいは御了解を願へなかつたかもしれませんが、反占領軍的という言葉の意味を、上の二字に省略したわけでありまして、

○立花委員 これは重大な問題でございまして、占領軍の占と戦争の戦とは違ふのですが、この点どうですか。

○大橋國務大臣 ですからさつきも申し上げました通り、われわれの平常使つてゐる職業語を申し上げたので、それでおわかりにくかつた点はまことに恐縮であります。反占の占は占領軍の占の字を書いておられます。

○立花委員 私たくさん文書を見ましたし、新聞も毎日読んでおりますが、占領軍の占という字を書いた反占は見えない。そういう新しい言葉があるのでしょうか。職業語としても私も聞いたことはありません。

○大橋國務大臣 これはあなたの職業と違ひまして、私どもの職業でござい

○立花委員 私どもの職業は、国会議員としての仕事なのですが、今まで国会の文書を見ても、いろ／＼な日本

の文書を見ても、あなたのいうやうな反占といふのは見たことではないのであります。あなたの方で實際お使いになつてゐる文書を出して見て下さい。それがあつたらうか。

○大橋國務大臣 私の申し上げた反占といふのは、反占領軍の意味を上の二字に略して用ひてゐるので、それ以上私は申し上げる必要はないと思ひます。

○立花委員 戦争の戦の字を書いた反

本日の會議に付した事件

地方公務員法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより地方行政、人事、文部、労働各委員会連合審査会を開会いたします。

〔異議ありと呼び、その他発言する者多し〕

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

○前尾委員長 昨日に引続き地方公務員法案を議題とし、質疑を続行いたします。今野武男君。

戦のビラなどで非常に地方で検挙投獄されているわけですが、こういう問題はどうお考えになりますか。

○大橋國務大臣 占領軍に反対するよるなビラは、反占領軍的行為として、私が先ほど申し上げました反占に該当するわけでありませう。

○立花委員 そうすると戦争反対のビラは、これは反占領軍的行為ではないのでございませうか、その点お伺いいたしまし

○大橋國務大臣 戦争反対のビラが反占領軍的な意図を持つて出された場合におきましては、これは反占領軍的な行為と相なります。

○立花委員 そうしたら反占領軍的意図でなしの反戦のビラはいいわけでございますか。

○大橋國務大臣 そのビラの内容、また本人のいろいろな情状等から、反占領軍的意図がまったなく、いわゆる戦争に反対するといふだけならば、これは別にどういふことはなからうと思

○立花委員 實際地方ではあなたの言うような意味でも解釈されておられま

し、またあなたの言うような意味でも実際の検挙なり何なりは行われていないわけですか。この点もしあなたの言

うようなお考え方がほんとうならば、もつと事実をつきとめていただきたい

い。たとえば今観念的に二つおわけになつたのですが、それを具体的な事例でひとつおわけ願いたい。どういふ場合、こういふ場合は反占領軍的であるが、こういふ場合は反戦争的なんだという点を、具体的な事例で示していただかないと、問題がデリ

のわからせませんから、その点をひとつ詳細にお聞かせ願いたいと思いま

す。

○前尾委員長 立花君、ちよつと議題から遠ざかつておるようですが……

○立花委員 いやこれは私どもの方としては非常に大問題です。

○前尾委員長 大問題は大問題ですが、議題と遠ざかつておるようです。

○立花委員 議題と関連があるといふことを言つておるのです。私どもはた

といふ国家公務員でありまして、憲法の精神にのつとつて仕事をし行かな

ければなりませんし、日常の生活もおのずからその線規制されるのです。

上からの命令に従わなければいけませんし、上からの秘密を守らなければい

けないという重大な規定があるわけでありませう。その際に何が一体違法行為

と非常に大きな結ばれのあるものであ

るから、われ／＼はこういう問題には一切干渉しない方がいいだろう、そう

いふことでビラをまきまきと、これが反戦ビラとなるのです。これはおそら

く商行為と言われまます以上は、われわれは当然主張すべき権利だと思つてや

つてゐるわけですが、最近ではこれら

の行為が反戦運動として、反戦ビラとしてやられてゐるわけですが、これが

はたして反占領軍的かどうか、その線

のところをひとつ明らかにしてもらい

たい。

○大橋國務大臣 朝鮮事案に関連し

たいと思つておるのであります。

先日米問題になつておりまする地方公務員法案の内容である罰則規定と、

重大な関連があるものであります。先ほど何か戦争の戦と占領の占との詮

議立てが行われていたようでありませうが、それについて意図があれば処罰す

る、こゝ言われたのですが、意図といふものは、ただ心理的な状態だけでこ

れを意図と言ふことができるかどうか、それと関連して質問いたします。

大橋法務総裁の発言の中にも例示され

ておつたやうであります。神戸の朝鮮人の集団事件、あの新聞の報道によ

うな事件が起つておりました。そこで

お尋ねいたしますが、大抵朝鮮人は最近国内の少数民族としてその施策が至

つて不十分であり、不親切であり、苛烈苛酷でありますために、まじめな生活の方途がないのでございませう。税金だけはとられておられますけれども、保護施設といふものはない。納税の義務

の追求だけの対象になつておりました。しかも資金がなくて生業にはつけない。あるいは経営からは就業をロツ

クアウトされてゐるというやうな問題が起きております。これは戦争以前の

できごとで、新憲法以前の問題でありますから、事例やや安当を欠くとも思

いますけれども、しかし本質は同じであります。こゝういふのは今までさうい

ふうです。戦中、戦争中の植民地民族としての取扱ひを受けた朝鮮人が、日本

の政府の政策、政治のやり方に対して不満を持つていたのは当然でありま

す。不満はないはずだといふやうなことはおかしいのでありまして、不満を

持つのは当然であります。あの当時、御承知のように悪名高き治安維持法と

いふものがございまして、政府に対する一切の不満、朝鮮人が当然持つ経済的な不満が、国体の変革といふやうな治安維持法の題目に該当するもの

必要以上の不平不満、反響を挑発したような言辭を一般的に述べておるのであります。そういう意味合いにおきまして、違法があれば処罰するというようなことと関連いたしました。その点を今少し明確に御答弁を願ひ、同時にその中に新しい時代の法務総裁としての大橋君のせめてもの責任ある御回答と決意を、私は伺ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 これ／＼の意図に基づいてやつた場合に罰する、こういうふうなことを私が申し上げましたが、それは單にさうな意図が心理的な状態としてあるということとを外部から一方的に推測することによつて、その意図に基く責任を問うという趣旨でないことはもちろんでございませう。これらの意図が遂行的な行為によりまして客観的に表現せられましたる場合に、かくかくの意図に基いてこの行為をやつたものだ、こう断定する、しかもこれは証憑によつて断定しなければならぬものであることはもとよりでございませう。しかしして神戸の一檢察官が、朝鮮人の所業であるから、これは嚴罰するといふようなことを申されたように言われておりますが、はたしてさうな事実があつたか取調べてみたいと思ひますが、私がこのたびの事件について嚴罰の方針を持つて捜査をしる、こういう命令を出しておられます理由は、民族のいかんという問題ではなく、事案の性質上各地に伝播し、あるいは今後計画的に行われるといふようなことを、推測するに十分なる理由ありと思ひましたして、これに對しましては民族のいかんにかかわらず、また行為者のいかににかかわらず、事案の性質上これを嚴重に処断すべきものである、かように申し上げた次第でございませう。

○加藤(充)委員 一応言葉はわかつたのですが、實際はこれは往々にしてむづかしいことであり、しかも従来の先例から行くと、大橋總裁などはそのチャンピオンで、ルールを違反して踏み込むことが多いようでありませう。そういうような法律の適用の問題は実にむづかしいといふことで、世界の今までの先例からいへば、憂慮されておるのであります。私はオバー法というやうな法律について、これはアメリカのメリランド州の州法らしいですが、これはアメリカの先例で、大橋さんの方が詳しいでしようから、指摘があつたら、私の思い過ぎは訂正しますけれども、このオバー法についても、一九四九年七月に州巡回裁判所のジョセフ・シャーパーという判事は、法律は災害に関する明白、重大かつ緊急の危険のおそれある行為を処罰し得ることとなつておつて、思想、宗教的信念または政治的意見の領分に踏み込んではいけなものである。法は明白なる行動を罰するが、思想は罰しないのであると言つております。これは大橋總裁の答弁と同じように、言葉自体は非常に簡單でありますけれども、先ほど発言者が指摘しましたように、この適用はむづかしいものであるといふことを指摘しておると思ひます。また北米の最高裁判所のロバート・ジャクソンという判事が、これもアメリカの例ですから大橋さんの方が詳しいかもしれませんが、いかなる世にも政治、民族、主義、宗教、その他の意見に関する事項において、何が正当であるかを決定することはできないし、また市民を強制して言語または行為により、彼らの信念を克服せしめることはできない。しかるにもかかわらず往々にしていろ／＼危惧されておりますやうな法律ないしは地方公務員法あるいは国家公務員法にすでに盛り込まれましたやうなやうな罰則規定については、まさしくアメリカにおいてすら有識者あるいは裁判所関係の、今例示したやうな諸氏が憂慮しておられますやうな、非常に適用のむづかしいところがある。濫用であり、圧制であり、まさしく民主主義を蹂躪するやうな方向に持つて行つてしまふ。こういうやうなことになることを指摘しておるやうな事例については、大橋法務總裁の博学な点から、この指摘が間違つておれば、御反撥なりあるいは指摘されませんでしたやうな事例があるといふことでありますれば、その発言に關連いたしまして、最後に大橋總裁の御所見を承つておきたいと思ひます。関連質問は今のところこれで終ります。

○大橋國務大臣 罰則の適用につきましては、これを運用して刑罰を科する、また裁判その他の手続をとるといふやうな場合にあたりまして、注意すべきいろ／＼な事項につきまして、加藤君の今お述べになりました点は、私もまったく同感であります。今後さうな線に沿つて檢察を生かして参るべきであると考えております。

○今野委員 さきの大橋總裁の御答へに對していろ／＼問題があると思ひますが、一つ／＼片づけて行きます。今お話になりましたことは重大問題です。たとえば戦争に反對する、あるいは

決定することはできないし、また市民を強制して言語または行為により、彼らの信念を克服せしめることはできない。しかるにもかかわらず往々にしていろ／＼危惧されておりますやうな法律ないしは地方公務員法あるいは国家公務員法にすでに盛り込まれましたやうなやうな罰則規定については、まさしくアメリカにおいてすら有識者あるいは裁判所関係の、今例示したやうな諸氏が憂慮しておられますやうな、非常に適用のむづかしいところがある。濫用であり、圧制であり、まさしく民主主義を蹂躪するやうな方向に持つて行つてしまふ。こういうやうなことになることを指摘しておるやうな事例については、大橋法務總裁の博学な点から、この指摘が間違つておれば、御反撥なりあるいは指摘されませんでしたやうな事例があるといふことでありますれば、その発言に關連いたしまして、最後に大橋總裁の御所見を承つておきたいと思ひます。関連質問は今のところこれで終ります。

○大橋國務大臣 罰則の適用につきましては、これを運用して刑罰を科する、また裁判その他の手続をとるといふやうな場合にあたりまして、注意すべきいろ／＼な事項につきまして、加藤君の今お述べになりました点は、私もまったく同感であります。今後さうな線に沿つて檢察を生かして参るべきであると考えております。

○今野委員 さきの大橋總裁の御答へに對していろ／＼問題があると思ひますが、一つ／＼片づけて行きます。今お話になりましたことは重大問題です。たとえば戦争に反對する、あるいは

は平和を守れというビラをたれかの手によつて町に張つたとする。そうすると、今のやうに推測でこれが占領軍を誹謗する目的で張つたんだといふことになりませう、心から平和を願ひ、心から戦争の被害を身に感じて、それでどうにもならぬと考へてゐる人たちが、そういう行動をした場合に、これはそういう人をみなひつくるやうなことになると思ふ。それじゃ檢察力はいくらあつても足りない。日本人はみな戦争に心から反對なんだ。ですから戦争の危険が身に迫れば迫るほどさういふ事例は多くなつて思ふ。さつきの大橋總裁の御答への、最近反戦的な不法行為が多くなつて来たといふ言葉の中に、こういう戦争が身に迫つて来たといふことが出て来ておるやうな思ふ。その点はつきりしてあらぬと困ると思ふ。どこまでが限界か、さつきのお話ではさつきりわからぬ。この点もう一度はつきりしていただきたい。

○大橋國務大臣 占領軍に對し反抗し、あるいは占領に對し妨害しようといふやうな意図が、その行為によつて遂行的に表現されておることによつて、十分なる確証がある場合におきまして、これは反占領軍的行為であるといふふうな扱いになります。

○今野委員 具体的に平和を守れとか、戦争反對、そういうビラの場合にどう扱われておるのですか。

○大橋國務大臣 戦争反對と書いたビラ一枚を見て、これをもちつて反占領軍的ななりとすることもできましようし、また反占領軍的ななりと見るわけにも参りませぬ。それがいかなる意図によつて、いかなる場合に、いかなる人によつてなされた行為であるかというこ

とを見まして、その意図が反占領軍的意図であるといふことが、証憑によりまして客観的に結論されたときに、これが反占領軍的行為として扱われるものであります。

○今野委員 そうすればその人は戦争に心から反對していても、そういう行為をやつてはならぬ人と、やつてもいい人と、こういうふうなわけになるわけですか。

○大橋國務大臣 人によつて申しましたのは、非常に誤解を生じやすいと思ひますから取消したいと思ひます。私が人によつてと申し上げました趣旨は、その人の平生の行為、またしばしばさうな反占領軍的な行動に出るやうなやうな点で、この意図を推測される一つの有力な材料になるやうな意味において申し上げたのであります。しかし誤解を生ずるといけませんので、人によつてといふことは取消させていただきます。

○今野委員 そうするとたとえば私から私の場合をとつてみますと、平和を求める學者たちが集まつておる、そこへ私が出かけて行く。戦争防止のためにはどうしなければならぬかといふことについて論議されておるところへ出て行く。そういうことをやると、あなた方は私なら私の今までのいろ／＼な言辭から行動から見て、そういうところへ出る資格はないと認定するわけなんですか。

○大橋國務大臣 今野君は十分にさういふところへ出る資格はおありであると考えてます。

○今野委員 そのところからは私なら私といふ一例を申し上げたのです。今私はその資格があると言われたが、そう

すると資格がない人がいるわけですね。これは法務総裁の認定によつて、あの人はそういうところに出る資格があるとか、あの人は資格がない、こうなると、これは何か法律でもあるのですか。そういう法律があつて、その基準によつてはつきりわかるのなら、みずから資格がないと遠慮することもありましよう。しかしそんなことはつきりわからないのです。

○大橋國務大臣 先ほど来申し上げました通り、人によりということとは私の言い誤りでありまして、これは取消させていただきます。そこで私はそのかわりに申し上げたいことは、その人の他の行動とあわせて考えてみてという意味で、人によりということとは取消していただきたいと思ひます。

○今野委員 まだ納得できないのです。他の行動によりということとは同じことだろふと思うのです。そうすると今までのいろいろな行動によつて、今度は新しい行動をすることに制肘を受けることになる。そういうことははたして許されることかどうか。これは憲法や何かの問題になると思うのです。はたして許されることかどうかという事です。

○大橋國務大臣 従来の行動により、その意図が引續き行われる場合におきましては、これはやはり罪となる場合があります。

○今野委員 この点についてはいつまでやつてもきりないと思ひますので、もつとよく考えてもらいたいと思ひます。今の返答ではどうしたつて納得ができません。

次にお伺ひしたいことは、先ほど法務総裁は、警務局長官の言うことは少

し違ふのじやないかというふうにもとれることをおつしやるのです。あの席には浅井人事院総裁も出ておられたのですが、そのことが特別職の給與の問題について大問題になつた。次の日もそれが大問題になつた。そこでこれは聞き誤りでも何でもありません。

○大橋國務大臣 私は治安としては昨年以来改善されておるといふ警務局長官の話はそれで申し上げました。私の先ほど申し上げましたのは、警察官の勤務時間が昨年比して特に減少はしておらないということをおわせて申し上げたわけでありまして、

○今野委員 私その点だけについて浅井さんにお伺ひしたいのです。井さんにお伺ひしたいのは、たしか人事院から出された法案の要綱の中には、勤務時間が減つておるといふふうに出てあると思ひます。そしてまたそういう説明もなされたと思ひますが、浅井さんはそのとき、これは勤務時間が問題じやないのだという点を非常に力説されたわけですか。その点いかがお考えになりますか。そうするとあそこ法案に述べられた根拠、勤務時間が減つておるといふことが大きな根拠だつたのですが、その根拠はまつたくうそであるということになると思ひますが、その点いかがでございますか。

○浅井政府委員 警察官の勤務時間が減つておるといふことは、政府側にもなかつたように思ひます。つまり警察官以外のものの勤務時間がふえておる、それで平均して来た、こういうふうな説明であつたように思ひます。その点は今野さんにお聞き誤りがあつたかと思ひます。

○今野委員 そこで大橋さんに伺ひたいのですが、そういうふうな改善されておるといふことになる、それでは何のために——たとえこの間も群馬の澁川あたりで、国警の大規模な演習をやつたやうです。その前には上田でやり、今年になつてまたあらためて澁川で大規模な、催涙弾なんか使つて両方に人が出たほど真に迫る演習をやつた、こういうことは何のための必要からやるのか、治安がよくなつたからそういうことをやつて、人々を驚かす必要はないと思ひます。非常に町民は驚いておるやうです。その点かえつて治安を乱すやうな行為をやつておるやうに私は思ふのですがいかがですか。

○大橋國務大臣 澁川その他でやりました警察官の訓練が、その地元の町民諸君を驚かしたといふことがありますが、これはきわめて遺憾であります。が、すべて警察官といたしましては、せつかく国民の御負担によつて給與を受けておるのではありませんか、できるだけ警察としての能率を上げるやうに、平素からその訓練に十分注意をいたしておるわけでありまして、各地でやります訓練もやはりさうな意味でやつておるわけでありまして、それが治安の悪かつた前にはやらなかつたじやないか、治安がよくなつた今年になつてなぜやるかという御質問であります。

が、最近治安がよくなりましたので、警察官もかように訓練をするだけの余裕を生じて参つたのであります。

○今野委員 どうもあまりお答えがひどいので、その点もう一つお伺ひいたします。それは戦争前にもいろいろ軍隊でもつて演習などやりますときに、いわゆる想定なるものをつくつてやつておつたわけでありまして。たとえば陸軍はソビエトと戦争をするという想定のもとに、あるいは海軍はアメリカと戦争をするという想定のもとに、いろいろ演習をすつとやつておつたわけでありまして。これは非常に軍国主義的なやり方なので、そういうことに對して私も心配をしていたのであります。が、しかし簡単な心配ではなくして、實際にあつたやうな戦争に入つて行つたわけでありまして。やはりそういう仮想敵をつくつてやる演習のときには、必ずそれをやるわけでありまして。今度の場合にも仮想敵をつくつて、そうして国警隊員の一部分は仮想敵になつて、演習をやつておる。それはさういふおそれが十分にあるからといふ説明書きでやつておるわけでありまして。それでなければ国民の税金をあんたにくさん使つてやる必要はないわけでありまして。これは浪費であります。もしさうでないとするならば、さういふような演習をするからには、やはりそれが実現されるという見通しをもつてやつておる、新聞紙などを見れば正しくさういふふうになだれにも受取れるわけでありまして。でありますから、今のお答えはその点で少しおかしいように思ふのであります。が、もう少しはつきりどういふいきさつで、ああいうことをやらなければならぬか、このこと

をお答え願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 すべて演習におきましては、ある想定のもとに演習の計画を立てるものが、演習の性質上当然のことでありまして。軍隊ならば仮想敵をつくるし、また警察の演習におきましては、仮想犯人なるものをつくつて演習をする。これは演習の性質上当然のことでありまして、なぜ仮想敵をつくつたかと言われましても、それ以上お答えするわけには参りません。

○今野委員 私のお伺ひしたいのは、そのときになぜ労働者を仮想敵にしたかといふことです。これが一つ。もう一つはそのためにどのくらいの費用を使つたか、その費用はどこから出たか、この点についてもお伺ひしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 労働者が仮想犯人であつたかどうかは私まだ存じません。費用の点につきましては後に取調べてお答えいたします。

○今野委員 また同じ問題についてお伺ひしたいのですけれども、ともかく治安が改善されておるとすれば、なぜ今のようなことに加えて警察予備隊をつくつたか、警察予備隊をつくつた趣旨は、将来やはりさういふやうないろいろな騒擾事件が起るといふ見通しをもつてつくつたやうになつておりますし、また一般もさういふやうに考えておるやうであります。その点お伺ひいたしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 従来とても警察力につきましては、有事の場合におきましては非常な不足を痛感いたしておるわけでありまして。現在治安が幾分改善いたしましたところで、警察力全体としての不足は補われておらない。かような

○松本(七)委員 そうすると二十八條の分限の規定においては、これは訴願の道は全然ないのですか。

○藤井政府委員 分限の場合におきましても、その意に反して降任され免職されるところにおきまして、本人にとりましては不利な処分であることはかりがたいと思いますが、この場合も懲戒と同様に審査を請求することができるとあります。

○松本(七)委員 二十八條の分限の場合、「勤務実績が良くない場合」と書いてございすが、これは判定はだれがするのですか。

○藤井政府委員 勤務実績がよくないかどうかというところは、実際問題としてしましては、任命権者が行うことに相なると思ふのであります。しかしながら、任命権者がこれを行います場合におきましても、それが恣意的に流れてはならないことは当然のことでありまして、ここにはつきりと掲げられておりますように、勤務実績がよくないという場合に、免職ができるということの規定の精神、この分限規定がそもそも職員身分保障であり、やたらに首を切れないということの保障であるという点から考えまして、慎重な判定をいたさなければならぬことは当然でございすが、判定自身は、個個具体的の場合には、結局は任命権者に帰することに相なると思ひます。が、その判定はたして正しかつたかどうかというところは、第三者的な、いわゆる準司法的な権限を有する人事委員会なり公平委員会が、最終的にこれの判定が正しかつたかどうかということを決することになるわけであり

○松本(七)委員 そうすると、たとえば教職員の場合は、教育委員会がそういう判定をすることになるのですか。

○藤井政府委員 お説の通りであります。ただつけ加えて申し上げておきますが、今御指摘がございまして二十八條の第三項におきまして、職員に意に反する免職等の手続、効果は、本法に特別の定めがある場合を除いては、條例で定めなければならないというふうな相なつておきますので、手続等につきましては、さらに客観的なある基準を設けることは、條例によつて道が開かれておるといふことを、御承知願ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 そうすると、第四十條の勤務成績の評定の場合ですが、これも教職員の場合同じには、任命権者が勤務成績を評定するという建前となつておるわけですから、いわゆる教育委員会であろうと思ひますが、教育委員会が勤務成績の評定をやることは、不可能じゃないかと思ひますが……

○藤井政府委員 勤務成績の評定につきましては、四十條の二項で——これは原則規定でございすが、人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案でありまして、その他勤務成績に関して必要な事項について、任命権者に勧告ができることになつておりまして、どういふ方法でこれをやつて行くべきかという点にございまして、行く大わくは、人事委員会が定めることに相なつておるわけでありまして、そのわく内におきまして、それらの任命権者が個々具体的な職員につきまして、勤務成績の評定を行つて行くわけでありまして、この点につきましては、御指摘の教員に関しては、現在教育公

務員特例法の規定で、勤務成績の評定について特例が設けられておるのであります。この規定を讀んでみますと、その十二條に今お尋ねのありました危険の点がないような措置が講ぜられております。すなわち、学長、教員及び部長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。というふうな書いてあります。これは大学についてでございすが、このようにいたしまして、大学管理機関がやることに相なつておるわけであり

ます。ただその他の一般の教員の勤務成績の評定につきましては、御指摘のようになつて、どういふ教育委員会がすべての評定を行うことはできないのではなかつたかという点は、ごもつもの次第であると思ひます。ただ勤務成績の評定の最終の責任は、やはり任命権者の一ツの発動でございしますので、任命権者が負うわけでありまして、先刻松本委員から御指摘がございしましたような、任命権の一部の委譲というやうなことをもちまして、勤務成績の評定の中でも、ある部分についてはそれらの下の機構にこれをゆだねて行くという

こともできまして、また手続の慎重を期します際に、最終には任命権者が行うけれども、その内申制度というやうなものにとりまして、教員の直接の上級監督者等に内申権を認める等の措置を講じますことによつて、適正な運営ができますことを期待いたしております。

○松本(七)委員 その内申制度というのがうまくいけば適切になるが、下手をすると責任がはつきりしないので妙なことになるおそれが多分にある。そこで聞いておるわけですが、たとえば勤務成績評定を、今政府委員が言われた四十條の二項の、勤務成績の評定に関する計画の立案、必要な事項を任命権者に勧告するという規定で、人事委員会が任命権者である教育委員会に対して、勤務成績の評定は校長が、やつたらよろうというやうなことを勧告することができるとは、

○藤井政府委員 この勧告は、先刻も申し上げたかと思ひますが、勤務成績の評定制度自身の大きなわくと申しますか、そういう具体的な評定自体ではなくて、計画のわくをきめるということになりまして、そのきめられた計画の採用を、それらの任命権者に勧告をするということに相なるわけであり

ます。その点につきましては、国家公務員の場合におきましても、完全な勤務成績の評定制度は、いまだでき上つておりません。現在これは研究中であるというふうな聞いておりますが、この場合想像せられますのは、今御指摘がございしましたやうに、内申というやうな制度をとると、その内申の恣意によつていろいろ実相を曲げられることになるというやうな心配も実はあるわけでありまして、しかしながら、この点につきましては、内申というものがもしとられるといたしまして、もう少し客観的な判定のできますやうな様式を定めまして、そこに恣意が入らないやうに、また恣意が入つたのかというところが、ただちにあとからわかるやうな適切な措置が講ぜられて参るといふふうに、私は考へておる次第であります。

○松本(七)委員 具体的に言つと、そういう点は、今後人事委員会で勧告するといふことになるのですか。

○藤井政府委員 その通りであります。

○松本(七)委員 それから第三十八條の中に、「又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」といふことになつておりますが、たとえば学校の先生が勤務時間外に原稿を頼まれて、原稿を書いて原稿料をもらつてというやうな場合はどうなるのですか。一々これも任命権者の許可を受けなければ書けないということになるのですか。

○藤井政府委員 お答えいたします。今具体的に示した原稿料の問題であります。これはこの法律でもつて規制する対象といたしましては、あまりに事柄が重要でないと思ひます。それほどやかましく論じなくても、よろしいというふうになつておりました。現在国家公務員の場合におきまして、原稿料をもらつて執筆すること自身は別に許可を要しないといふことになつております。また地方公務員の場合におきましては、その地方団体の特殊性にかんがみまして、この三十八條の一項に当るものは、国家公務員についてはこれは絶対禁止でありまして、許可を得ても営利事業に従事することはできないといふことになつておりますが、その点については若干地方の実情に合うやうな緩和をいたしております。そういう点もございすが、今御指摘のありましたやうな原稿料をもらつて執筆をするというやうなことは、任命権者の許可を要する必要があるといふふう

○松本(七)委員 なお相当範囲残つて

おりますが、私一人時間をとつても何です。一応これで打切つて、なお必要があれば先に延ばして留保しておきたいと思ひます。

○若林委員 先ほど松本七郎君の質疑に対して政務次官から御答弁があつたのでありますが、明確を欠いたように思ひますので、一応念のために伺つておきたいと思ひます。二十四年度の年末の予算について別途に考慮しなければならぬというのでありますが、今度の三十五億の平衡交付金の中には七億二千万円が入つていないのでしようか。あるいは入つておるか。將來はこ

う性質のものについても別途に考慮するといふのか。あるいは今度は全然入つておらないのだから、別にこれを考へて支拂うのか。現在のところはつきりこれだといふことで地方に交付するのでなければ、国が地方公共団体に負う債務になつておると思うのですが、これをひとつ明確にしたいと思ひたいと思ひます。これが今度の平衡交付金の三十五億の中に入つてないといふれば、別に債務を弁済する方法を講じなければならぬと思ひますが、そこを明確にしたいと思ひます。

○小野政府委員 若林さんにお答え申し上げます。昭和二十四年度末に出しました手当のあと始末でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、本年度の補正予算に計上される予定になつております。地方財政平衡交付金の増額分の中には入つておりません。従つて何らかの別途の措置によりまして、これを処理して行く必要がある、かように考へております。

○若林委員 その別途の措置といふのは、三十五億の中から地方に対して支拂つて帳消しにせよという意味ですか。また別に昨年度の七億二千万円というものを地方へ名目をつけてお出しになる意味の別途であるか。これをお聞きしたい。

○小野政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合には、いわゆる生じた財政需要を繰り込んでおるわけでありまして、従つて二十四年度の分につきましては、法律の扱いから行きますと、どうしても入れるわけには参らないわけでありまして、従つて政府としては、関係各省の間で十分に協議しまして、何らかの適当な方法によつてこれを解決して行くようにしたいといふので、実は昨日もこの点について寄り／＼協議を始めておるような次第であります。

○若林委員 それで大体明確になりましたので、早急に七億二千万円を御考慮願うように御努力願ひたい。

○若林委員 それから第二條の地方公務員の定義と申しますか、「地方公共団体のすべての公務員をいう」とあるのですが、この條項によつて、教育公務員特例法による職員もみな含まれることになるのですか。

○小野政府委員 この法律案では、地方公務員とは何かという定義をいたしておきません。これは国家公務員法にございまして、国家公務員についての定義をしてないのと軌を一にしておるの、地方公共団体の公務に従事しておるものであり、また地方住民のために全体の奉仕者としてやつておるといふ点につきましては、実質的にある程

度定義づけられるのではないかと思ひます。ただいまお話がありました教育公務員につきましても、この法律案の第二條の点から申しましても、ここにありまします通り、「地方公共団体のすべての公務員をいう」ということになつておる点から考へまして、この中に包攝されておるものである、かように解釈しております。

○若林委員 次に任命のことです。教育公務員の特例法の十五條で、公立学校の教育公務員の任命権者は教育委員会であることは明確になりました。また任用の基準といふものが教育職員免許法によつて免許状制度によつて行われておる。しかるに地方公務員法案の十八條では、競争試験によつて任用するといふことが明確にされておるわけでありまして、讀んでみま

すと、公務員法の方が優先するといふような文字を使つておるところがあるのですが、教育公務員はそれの法律に従つて任用されるか、明確にしたいと思ひたい。

○藤井政府委員 お答えいたします。ただいまの点であります。これは第二條には、地方公務員に関する従前の法令等の規定が、この地方公務員法に抵触する場合には、この法律の規定が優先するといふふうになつております。私たちの解釈としては、これは、教員につきましてもは御指摘のように免許状の制度がございまして、現在教育公務員特例法にございまして、採用または昇任といふものは選考によるものが明らかにされておる、これは教育公務員の性格に基きまして當然のことであるといふふうに考へておりますので、この規定自身は本法の規定に矛盾

をしない、その特例であるといふふうな解釈をいたすわけでありまして、従つて教育公務員法そのままで、その面は適用があるといふことに相なるわけでありま

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込まれております三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承したたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これだけは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるというこの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びを

つていただくことを希望するものであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削減されて、それとして平衡交付金は三十五億七千万円に關係とおつしやれば、おそれる政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千七百万円が入つていないこ

とは確かでございまして。それじやその七億二千七百万円をどうするかということにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいつある次第でございまして。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

○若林委員 それで大體安心できたのであります。どうぞ至急にそれができましようか。お願いをいたしたいと思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のとき社会的範となる者に対して、こゝういふきゆうくつないろ／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ふのであります。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こゝういふことを発言しておるのである。日教組は社会党のものではない。一党一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして。これは日教組を冒瀆するものはなほだしいものである。おそれる良識のある教職員は、

をしない、その特例であるといふふうな解釈をいたすわけでありまして、従つて教育公務員法そのままで、その面は適用があるといふことに相なるわけでありま

○若林委員 大臣がおいでになりましたから、先ほどの点とちよつと重複しますけれども全國民の注視しておることでありますので、ひとつ大臣から一度お答えを願ひたいと思ひます。大體補正予算に盛り込まれております三十五億の今年度の平衡交付金のうち、他のことについては大體了承したたのでありますが、昨年度の年末手当に關する七億二千万円に対しては、ただいま政務次官からは、これだけは法律上その七億二千万円を三十五億の中の算定基礎に入れることができない。そこで別途支出することを考慮いたしておるというこの御答弁があつたのであります。地方財政に重大な影響を持つておることでありまして、早急にこれを支出する運びを

つていただくことを希望するものであります。大臣から、一度この七億二千万円について明確にお答えを願ひたい。

○岡野國務大臣 若林委員の御質問にお答え申し上げます。先般七億二千万円が大部分問題になつておるのでございまして、それは文部省の予算としまして出ておつたのでございまして、そんなことも考慮されたのでございまして、七億二千万円は削減されて、それとして平衡交付金は三十五億七千万円に關係とおつしやれば、おそれる政務次官も私と同じ答弁をされたことと思ひますが、三十五億の中には七億二千七百万円が入つていないこ

とは確かでございまして。それじやその七億二千七百万円をどうするかということにつきましては、文部大臣並びに大蔵大臣ともよく協議しまして、早急に何とか考慮しなければならぬといふことで、寄り／＼話し合ひをいつある次第でございまして。現状をいたしましては、これだけは御答弁できると思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のとき社会的範となる者に対して、こゝういふきゆうくつないろ／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ふのであります。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こゝういふことを発言しておるのである。日教組は社会党のものではない。一党一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして。これは日教組を冒瀆するものはなほだしいものである。おそれる良識のある教職員は、

をしない、その特例であるといふふうな解釈をいたすわけでありまして、従つて教育公務員法そのままで、その面は適用があるといふことに相なるわけでありま

○若林委員 それで大體安心できたのであります。どうぞ至急にそれができましようか。お願いをいたしたいと思ひます。

それから次に先ほど松本君からも御質疑があつたのでありますが、教職員の政治活動云々といふことであります。私も特別に教職員のとき社会的範となる者に対して、こゝういふきゆうくつないろ／＼な制限的なものを設けることは、不本意と思ひますのであります。なお民主政治が發展して行く上におきましては、社会の師表たるべき教職員が先頭に立つて、堂々たる選挙運動を國民に見せ、教員の常識に反せざる堂々たる態度をとられることはよいと考へるのであります。しかしながら現在の実情としましては、松本委員のお考へになつておるような態度が教職員の中に見られると思へないのを残念に思ふのであります。たとえてみれば、本会議においてある社会党の議員が、こゝういふことを発言しておるのである。日教組は社会党のものではない。一党一派の専断に教職員組合がなるやうなことがあつてはならぬといふ氣持を持つておるわけでありまして。これは日教組を冒瀆するものはなほだしいものである。おそれる良識のある教職員は、

をしない、その特例であるといふふうな解釈をいたすわけでありまして、従つて教育公務員法そのままで、その面は適用があるといふことに相なるわけでありま

○若林委員 それで大體安心できたのであります。どうぞ至急にそれができましようか。お願いをいたしたいと思ひます。

○小野政府委員 地方自治の現在の行き方は、住民自治が強くなつて参つておけることは御承知の通りであります、要は地方公共団体が健全に運営されるかいなか、当該地方住民の自治意識の程度いかによることと思うのであります。特に條例によつてきめられるということは、その地方住民によつて選ばれました議會において、これを十分に審議いたしまして、それによつて決定されることになりますので、ただいまお説のような方向に進んで行くものとは私どもは考えておりませんし、さようなことがあつてはならないと思うのであります。なお具体的にどういうふうな政治的な行為をきめるであらうということにつきましては、何分全国一萬數百の都道府県市町村の様でございまして、ここで抽象的に申し上げることは困難であらうと存じます。

○江崎(一)委員 ただいま政務次官から本法案についての御説明があり、また加藤君の関連質問についての説明もあつたのですが、それでもなおかつ地方公務員がこの人事委員会、あるいは公平委員会の活動によつて、利益が保障せられるということについては、われわれ納得ができない。この法案を見ますと、表面はもつともらしい形をしていますが、のだけれども、その実は、實質的にはこれは地方公務員の労働者の彈圧法になる危険が十分にある。この点についてどういふことになるか、という保障が與えられることについて、あなたは自信があるかどうか。その点についてお話を願いたいと思います。

○小野政府委員 ただいまの彈圧法で

あるかいなかの御意見は、これはあな
た御自身の御意見として承つておく程
度にいたしたいと思つてありまし
て、少くともこの地方公務員法案の立
案に当りましたものとしては、さよう
な考えは毛頭持つておりません。

○江崎(一)委員 私のお伺いしている
点は、これが弾圧法になる危険がある
ということをおれ／＼考えているの
で、そうでないという立証をしてもら
いたいと要求しているのではありません。

○小野政府委員 政府といたしまして
は、これは地方公務員制度を確立いた
しまして、近代的な人事制度を運営し
て参るようになつたという確信の
もとに、提案をいたした次第でござい
ます。

○今野委員 先ほどの地方公務員の待
遇について、ちよつとお伺いしたいの
ですが、先ほどのお話によると、條例
でもつてそういうことは十分改善で
きるようになるというお話であります
が、さしあたって條例もまだできてい
ない今日、一般の公務員のベース・ア
ップ、あるいは年末手当の支給、こう
いうようなことは当然今国家公務員に
準じてやらねばならないというふうに
考えますけれども、その点は浅井さん
はいかがお考えでありますか。

○浅井政府委員 この点は昨日予算委
員会で私が御質疑にお答えした通りで
ございまして、ただいまお示しの通り
でございます。

○今野委員 それに対して今の人事院
としては、何も施すべき手というもの
はないわけですか。

○浅井政府委員 地方公務員に對しま
しては所管外でありますし、国家公務
員それ自体につきましても、予算とい

うことは人事院の所管外でございま
す。

○今野委員 私大橋さんが来てから質
問したいと思つたけれども、しかし
今の点について政務次官の方から、そ
の点はできるかどうかお答え願いたい
と思つております。

○小野政府委員 ただいま浅井さんか
らお答えがございましたのと全然同様
でありまして、所管の地方公務員の問
題につきましても、地方自治庁が担当
してやる建前になつてゐるわけであ
ります。ただ人事院の方が先議でござ
いますので、従つて地方公務員制度の計
画立案、あるいは実施の途上におきま
して何かと御知恵も拝借したい、技術
的な御援助を仰ぎたい、かような心組
みを持つてゐるわけでありまして、な
お地方公務員の給與の点につきましても
地方公務員の給與の点につきましても
は、もちろん地方自治体の財政の問題等
もございまして、この地方公務員法
の考へ方が、行政に携わる職員といた
しまして、能率的に、かつまた安定し
て継続して、ずつと地方住民に對して
サービスを提供する、こういう意味合
いから私どももいたしまして、これが
保護保障につきましても、できるだ
けの今後とも盡力をいたしたい。かよ
うに考へてゐる次第でございまして、

○今野委員 私お伺いしたいことは、
将来はこれによつて、いろいろと保障
される道があるということでありま
すけれども、さしあつたつての問題が非常
に大きい問題だと思つて、地財委の
意見書にも、八十三億が出なければ
とてもこれではやつて行けなくなるだ
らうというふうになつてゐるわけであ
ります。そうすると、そういう建前
ではあつても現実にはやつて行けなく

なるといふ見込みが——これは私の想
像ではなくして、各自自治体の長及び責
任ある地財委の意見として出てゐるわ
けであります。その点に對して政府は
やつて行けるとあくまでおつしやるか
どうか。ほかの方法が講ぜられること
を希望してゐるということを感じて言
われてゐるのではありませんか、希望だけ
では飯は食えない。そうすると現実
に地方自治はやつて行けなくなるとい
うわけでありまして、その点について
は政府としては、どうお考えになりま
しうか。

○小野政府委員 ただいまお話のよう
に地方財政委員会といたしましては、
昭和二十五年度において新たに発生し
たしました財政需要を計算いたしました
と、これだけの財源措置をする必要があ
るという意味の意見書を出してゐるの
は御承知の通りであります。私ども地
方自治庁といたしましては、地方財政
委員会の資料なり意見なりに基きま
して、從來からこの問題に關しまして
は相當議論を重ね、また努力をして参
つておるのであります。政府といたし
ましては、予算あるいは財源の關係等
から考へまして、ただいま御審議を願
つておりますような程度の地方財政平
衡交付金の増額をいたさざるを得ない
ような事情に置かれておりますが、一
面地方公共団体に対しては、あと
う限り財源の抽出につきましても、せつ
かく努力をしていただく必要があらう
かと考へておりますので、財源の措置
につきましても、一面国家財政の許す
限りにおきまして、政府もこれを援助
して行くと同時に、地方公共団体にお
きましても、できるだけその運営につ
いて創意、くふうをしてもらいまし

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

税金や何かでまかない得るものは教育
費だけである。ところが今度キア台
風によつて四十五億の損害を受けてい
る。これを復旧することはとてもでき
ない。そして災害復旧のために一億何
千万かの金が出たけれども、どうにも
ならぬ。これでは地方財政というもの
は投げ出さざるを得ないような状態
だ。こういうことも言つておられます。

私の出身の神奈川県あたりでは、それ
ほどひどくはないのですけれども、御
承知でもありましようが、各市町村に
おいて、町会または村会などを開い
て、この平衡交付金の問題について
は、これがなければどうにもならない
から、何とかしてくれというのを盛
んに運動しております。これらにつ
いて若干の割引すべき点があることは、
私どももよく知つております。しかし
ながら程度が違ふのです。ですから、
もしそういうような保障が得られなけ
れば、地方公務員法を実行すること
は、裏づけがないために、いたずらに
腐敗をまし、地方自治をぶつこわす
ということ、かえつて促進することに
なるように思われるわけでありま
す。その点について政府のほんとうの確信
を、ひとつ聞きたいわけなのでありま
す。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

て、財源の抽出に盡力をしてもらつと
いうような一つの兼ね合いでもつて、
何とかこの場の窮状を乗り切つて行く
ようにして参りたい。なお今日におき
ましてもせつかくこの点につきましても
は、地方自治庁と地方財政委員会と協
力いたしまして、努力を進めてゐるよ
うな次第でございまして、

○今野委員 そういふ点について、従
来の国家公務員に對しての福祉とか、
利益とかいふ点については、浅井さん
も御努力なすつてゐるとおつしやつて
おりますけれども、さつき江崎君も指
摘しておつたように、とかく調査が遅
れるとか、いろ／＼なことのためにあ
とあととなつて行くのです。ですから
その間にだん／＼とあと／＼が續いて
行くものでありますから、その間に公務員
の生活は、実にひど
い状態に落ち込んで來てゐるわけ
です。そういう状態のもとで国家公務員
法が運用されてゐる。そうすればどう
しても取締的な行動を制限する面だけ
が強く出て來るということになる。そ
れと同じように公務員の生活につ
いて、見通しがはつきりしないという状
態のもとで、この公務員法が実施され
るとなると、やはり制限の面だけが浮
んで來て、その裏づけとなる生活の
面、それが少しも実行されない。その
結果は恐るべき地方自治体の腐敗とい
つたようなものが出て來るわけであ
ります。でありますから、そういう観点
から、今の待遇とかそういう問題につ
いて、私は特に關心があるわけであ
ります。

○小野政府委員 地方自治制度の改革
が、新憲法制定以來行われて参つてお
るのであります。地方公務員制度は
残された問題だったのであります。従
いまして地方自治制度全体の改革の一
環として、この問題を取上げることに
いたしましたのは御承知の通りでござ
います。この場合において、地方公務員
制度自体の確立と相まちまして、地方公
共団体の財政の確立ということが、当

然行われなければならぬわけでありま
す。これらの点を見通しまして、御承
知のように地方財政の改革を取上げ
て、今日進んでおるわけでありまし
て、いけば地方財政並びに地方自治制
度の自主性がますます強化されよう
とする途上にあるわけでありまして、な
お行政組織なり、その他行政事務の問
題につきましても、再検討を加える段
取りになつておりますので、将来の問
題といひましては、私の考えをもつ
てしますならば、地方自治制度全体の
改革の基盤が樹立されることによりま
して、たゞいま御心配になつておりま
すような点につきましては、将来にお
いて確立されて行くという見通しを持
つておりますし、またそうなくては
ならないと考えておる次第でありま
す。

○今野委員 頭の中の構想としては、
そういう御説明は考えられるが、先ほ
ど申したような幾多の実例、これは大
分ばかりでなくたくさんあるわけであ
ります。東北に参つてもそうです。そ
ういふような実例に対して対処する
というのが、現在の政治の問題なの
です。その政治的な問題に対しては何
なさんとなく、頭の中だけではそう
考えるけれども、かえつて逆転しや
ないかという点が、われ／＼の心配す
る点なのであります。この点について
心配がないか、この質問しているの
でありますから、もつと現実的に、現在
こういう事情である。だからその心配
はないというふうに言つてくださるぬ
と、安心ができぬわけなのです。これ
は私ばかりではなくて、多くの議員も
そういうお考えだと思つたので、ぜひお
聞かせ願ひたいと思つたのです。

○小野政府委員 その点にはちよつと

先ほど触れたので、地方財政制度等
につきましても改革の途上にあるとい
う点について申し上げたのであります
が、現実的な問題として、たとえばお
話になりました地方財政平衡交付金の
配分の問題であるとか、災害復旧費に
伴う地方負担の問題であるとか、そ
ういふ問題のあることはお説の通りで
あります。従いまして地方財政平衡交
付金制度も、本年度すなわち昭和二十
五年から初めて実施されたような事情
にもありますので、この間についてな
お改正を要するような点も、中にはあ
ると私も考えております。そういう点
につきましては、地方財政委員会にお
いても検討を加へつゝあるような次第
であります。個々具体的地方公共団
体の実情に照しまして、地方財政委員
会といひましては、できるだけの御
相談にも応じ、またあと限りの技術
的な援助その他の方法によつて、これ
らの問題を解決して行くようにして参
りたい。かような心組みを現に持つて
おる次第であります。

○門司委員 ちよつと関連して……小

野政務次官の答弁がありました。今
の答弁の内容は、ほとんど地財委に関
係した答弁であつて、私はこういう機
会には、所管の地財委の委員長を呼ん
でもらつて、責任ある答弁をしてもら
いたい。

もう一つは、大臣がおいでになるは
ずであります。大臣は今一体どこに
おりますか。予算委員会を衆議院でも
開いておられますが、参議院の地方行政
委員会、今私の情報では、行政書士
法をやつておると思ひます。行政書士
法に対しては、必ずしも大臣の出席を
要求しないと思つておりますが、ひと
つ大臣をお願いいたします。淺井
人事院総裁に対する質問で、松澤さん
の方にお願いいたします。松澤さん
○松澤委員 淺井人事院総裁に承りた
い。この地方公務員法によりまして、
特定の都市に人事委員会を置くこと
になつております。そこで私も非常に
心配することは、各委員と同じよう
に、結局この委員会というものが、ボ
ス化しやしないかということを中心
するのであります。そこで人事院は、こ
の地方公務員法に對しまして、どの程
度までの御協力をお與えになりました
か、立案に對しましてどの程度まで、
い／＼の御相談を受けたか、その経
緯について承りたい。

○淺井政府委員 人事院といひまし

ては、別に詳細な点にわたつて、
地方自治庁に協力したことはございま
せん。ただ数回連絡があつたといふこ
とでございいます。

○松澤委員 そこで先ほどの問題であ

りますが、こういうことを私の口から
申すことは、どうもいけなないのであ
りますけれども、われ／＼日本人は、何
となく委員会制度というものになれて
いないか、これを活用することが非常
に不得手な国民ではないかと思つたの
であります。たとえば地方の公安委員
会にいたしまして、あるいは教育委員
会にいたしまして、これは事実上
一つの行政機関となつておるのであり
ますが、現実には必ずしもそうではな
く、その下に警察長なり、教育長なり
というものがあつて、委員会は浮き上
つたようなものになつておるのであ
ります。人事院総裁として、都市に

こういう人事委員会が設けられた場合
に、はたしてこの地方公務員法がねら
つておるような、近代的で科学的な公
務の運営ができるかと考えになります
か。この点について伺いたい。

○淺井政府委員 委員会制度、すなわ

ちコンミッション・システムと申す行
政機関が、最近わが国においてもだん
だんできて参つたのでございします
が、この運営になれていないというこ
とは、まことにお示しの通りでござ
います。しかしながらもしも行政官庁の
長が、ただ一人の独裁制をとります場
合と比較いたしますれば、私はより民
主的な運営がここに保障される、かよ
うに存じております。それからまた地
方公務員法にしまして、国家公務員
法にしまして、公務員法というものを
運営します場合におきましては、そ
の事掌機関がどうしても必要になつて
参ると思つております。ただ地方の人
事委員会をいかにいたしまするか、わ
れわれ人事院の場合は、まことに国会
初め監視の目がきびしゅうございま
して、たちまち松澤さんの方から弾劾案
等も提出されるようなことになりまし
けれども、地方の委員会の人選は上ほ
ど気をつけなければならぬと存じてお
ります。

○松澤委員 とさ／＼そういうやじを

飛ばして……
それではもう一つお伺ひしたいこと
は、国家公務員法の改正によりまし
て、臨時人事委員会が人事院となつた
のであります。このいきさつについ
て発表してさしつかえない限り発表し
ていただきたいと思います。

○淺井政府委員 これは二十三年七月

二十二日のマツカーサー元帥の書簡に
基くことは、すでに発表いたしました
通りでございします。この元帥の書簡の
第一点、準司法機関としての人事行
政機関を置く。この臨時人事委員会の
権限強化が人事院となつて現れたた
もので、第二は御承知のごとく団結権、
団体交渉権の規定に関する部分である
と思ひます。

○松澤委員 問題をかえまして、もう

一つお伺ひしたいことは、マツカー
サー元帥の公務員制度に関する書簡の
中に、ある場合は政府職員といふ言葉
が使つてあり、ある場合は公務員と使
つてあるのであります。またある場合
は国家公務員といふふうにも使つてあ
る。この全体の書簡といふものは、主
として国家公務員に對して言われてい
ることであると思つたのであります。こ
の点はいかがでありますか。

○淺井政府委員 必ずしもさうでは

ありません。これはあの場合地方公
務員にも適用されておる部分があるよ
うに存じます。

○松澤委員 大きく考えれば、必ずし

も地方公務員が含まれていないとは言
えないのであります。しかし全体の
調子といふものは、たとえばルーズベ
ルト大統領の言葉をかりて言つたこと
など、こういうふうなことは国家公務
員と政府あるいは国民の關係というも
のが、非常に強く出ていると思つた。
従いまして私たちはこの書簡を読んだ感
じからいたしますと、地方公務員に對
しましては、それほど強く言つてい
ないじやないか、こう思つたのであり
ます。従いましてどこまでも私も地
方には地方の自主性を申します。そ
れに立脚したところの人事行政が行わ
れなければならないと思つたのであり

す。従いましてここで法律の中におきまして、人事院は一定の期間——七箇月以内でありますか、人事委員会の事務局の職員が八箇月以内でありましたか、特別の研修をしなければならぬという規定があつたと思うのであります。これは人事院においてどういふ特別の研修をなさるお考えでありますか、その基礎的な研修の内容をお示し願いたいと思ひます。

○浅井政府委員 これはすでにやつております人事行政、人事管理に関する一般的な技術的な研修以外の何ものでもありません。もし御要求がございしますれば、人事院でやつております研修の資料等を提出いたしてもよろしくございします。

○松澤委員 それではその書類をひとつ出していただきたいと思ひます。そこでさらに伺ひたいことは、この地方自治庁公務員課から提出された書類によりますと、都道府県及び五大市の人事委員会は、委員が三名でありまして、事務局の職員は二十名ということになっておりますが、二十名で府県の人事管理をやるということとは非常に困難であると思ひます。人事行政の専門家である浅井人事院総裁は、はたして府県の人事委員会の人事機構というものが、この程度のもので十分やつて行けるとお考えでございしますか。

○浅井政府委員 その数字は私は初めて承つたのでございします。詳細は存じませんが、少し少いのではないかと、うことを感じます。

○松澤委員 それによりますと、従来は職員十名と新規の者十名ということになるのでありましたが、合計二十

名、それから都道府県及び五大市を除いた他の都市におきましては、事務職員が十名ということになっておるのであります。人事院があれだけ大きな機構と優秀な人材を集めて、人事行政をやつておられますと、とくくいう／＼と批判があるのであります。従つて地方においてわずか十名くらいの方が、委員会三名の委員の下にあつて人事行政の近代化、科学的な運営をするというところは、どういふ困難ではないか、かように考えるのでありまして、この点さらに人事院総裁のお考えを伺ひたい。

○浅井政府委員 どうも所管外のことを、私が批判いたしますことは、はなはだ困難でございしますけれども、人事院の方から見ますれば、職階制その他いろいろのことをやらなければならぬために、地方の方におきましても相当の人間がいるのじやないかと思ひます。ただ人事院の場合は、新しいものをつくり出すためでございしますけれども、地方公務員の場合は、すでに人事院でやりました職階制等を利用することができると思ひますから、この点は違ふと存じます。

○松澤委員 それでは総裁に対する質問を終ります。

○今野委員 関連して……。

○前尾委員長 関連ばかりでなしにやつて下さい。

○今野委員 今のお答えですと、国家公務員に対して人事院できめたものを、いろいろと準用したりしてやるから、人数が少くてもよいかもしれぬということなんですけれども、その点小野さんどういふようにお考えですか。同時にそういうことをやれば——さつ

き自主性とか言つておりましたけれども、一定のひな型にすつとかえて行くという傾向は、市町村の小さな町や村の実情に即しないことを、すつと当てはめて行くという従来の画一行政の弊といふものが、ますます／＼はげしくなるように思ふのですけれども、その点について見所を承りたい。

○小野政府委員 先ほど来御質疑を伺つておたのでありますが、浅井総裁からお答えのように、人事院の方は新しく／＼な諸制度をつくりあげて行かなければならぬために、相当の人手がいることは私も同感なのであります。ただ今小野さんから、それではその人事院でつくつたものをまねをして行くということでは、自主性がなくなるではないか。こういう御心配のようでありまして、しかしよいものはできただけこれを取入れてやつて行くというところは、決して自主性に影響を及ぼす問題ではないと私は考えておるのであります。同時に、先ほど町村というやうなお話がございましたが、人事委員会は、この法律では都道府県及び五大市には必ず置く。言いかえれば相当仕事も複雑であるし、また職員の数も多いというところには、ぜひ置いていただきたい、かようになつておる次第であります。

○今野委員 人のまねをするといつても、まねをすることはやはり創作をするということと同じくらいに骨が折れる。それ以上骨が折れる。ことに実情に即してやるというところになればかえつて骨が折れる。自分できり出すよりも骨が折れる。その点では納得できません。たとえば人事院なども給與の問題、あるいは職階の問題について級別

定数ですか、いろいろ／＼なことを申しておりますが、この職階の調査研究などが、非常に困難であるということをお聞いております。同じように東京都などでも、そういうことを実際にやるとすれば、相当困難だろうと思ふのです。そういうことが今言われた人員で、はたしてできるかどうか、その点お伺ひしたい。

○小野政府委員 五大都市、または都道府県等におきましては、それ／＼規模の大小もございしますので、必ず二十人で行くかどうかというところは、正確には言いかねるかと思ふのであります。大体この程度で行くのではないかと、御了承を願ひたいと思ふのであります。

なおまた、この大切な仕事を進めて行きます場合におきましては、幸いに地方自治庁が、この法律が制定されました、できるだけ協力したり、あるいは技術的な助言をやつてもよろしいというところに相なりますので、人事院とも連絡をとりまして、仕事がいまぐさりますように及ばずながら盡力いたしたいと考えております。

○今野委員 今の問題は大体そのくらいにしておきたいと思ひますが、ただ私おそれるのは従来もそうだったが、教育委員会や何かとくさんできましたけれども、実際はこれは財政的にも能力がない。そのためにいろいろ／＼な法に規定してあるところを実行するという点になると、福祉的な部分とか、公務員の利益に関するところ、そういうやうなものはないか、実行できないで、かえつてこまかいがしかし重大な、彈圧的な——彈圧的なと言つてはいけな

が、そういう制限的な部分が、非常に強く出て来るわけでありまして。今度も十分注意なしにこれをやつた場合には、やはりそういう部分だけが、実際上は発動されるということがおそれられるわけでありまして、その点自信を持つてそのではないと言へるかどうか、お伺ひしたい。

○小野政府委員 御心配のやうな点もあろうかと考えますので、人事委員会なり、公平委員会を設置する場合におきましては、吏員職員の研修であるとか、いろいろ／＼な準備をいたしたいと考えております。また先ほど申しましたように、この法律案にありまして、地方自治庁もできるだけの協力をするようにして、御心配のないようにして行きたいと思ひますし、政府も、さうやうな事態を起さないという確信を持つて、この問題の処理に当たりたいと考えております。

○今野委員 そういふ事務職員などの研修によつて、その弊を除くように努めるというお話でありますけれども、それが何を研修するのですか。またそれが教えるの知らないけれども、今まで日本にはそういう官衙があまりなかつたと思ふのでありますが、人事院でそれを御担当になつて、さうして研修を進めるというふうにお考えになるのですか。それとも外国の例にならつて研修されるということになるのですか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○小野政府委員 どこでやるかという仰せでございしますが、地方自治庁が人事院と相談をしてやつて参る、かやうな考えでございします。

○今野委員 その点はそのくらいにい

たしておきます。

次に大橋さんが帰つて来られたので、大橋さんにお伺いしたいと思うのであります。先ほど治安は改善されたという事を言われたのであります。が、自治体警察その他の国家警察、この二つを合わせたものであります。前よりも現在の方が多くなつてゐるうちに、われわれは思うのであります。この警察その他警察的な仕事をする人の数について、もし大ざつばな数字で、おわかりでしたら、一応お知らせ願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 戦前に比較いたしましたら、相当増加をいたしております。

○今野委員 どの程度ですか。

○大橋國務大臣 五割ぐらゐ増加になつておることになります。数といたしましては、警察官の数はたゞいま十二万五千といふことに相なつておりますが、これは戦前の警察官の数に比較いたしますと、五割程度増加いたしておりますと思ひます。

○今野委員 警察官はさうであります。が、消防もそれに協力するといふことになつてゐるようでありまして、それも含めるとどうなりますか。それからそのほかに、数はわかつておりますが警察予備隊がある。そういうものも含めたらどうですか。

○大橋國務大臣 そういふものを全部含めると、大体倍ぐらゐになると思ひます。

○今野委員 そうすると二十五万ですか。

○大橋國務大臣 警察官は十二万五千でございます。警察予備隊は七万五千でございます。そのほかに消防関係の

ものが若干ございますが、これは事務

の職員のことですから、いわゆる公務員として取扱うべきです。それで、地方公務員または国家公務員として取扱うべきものは、今はつきりした数字は覚えていませんが、それらを合計して二十四、五万ぐらゐになるのではないと思ひます。

○今野委員 そんなものですか、ちよつとおかしいな。少し足りないように思ひますが、それはよくお調べいたしたいと思ひます。私はそのほかにまだあると思ひます。その実例をあげますが、これは相当な数になると思ひます。それはどういふものかといふと、たとえば横浜の日本石油の工場に参りますと、YPMといふしるしをつけた銃銃を持った人たちがゐる。ある人に聞くと、この銃銃を持った人は補助憲兵だといふことであるが、そこだけでもつてこれが百七、八十名おります。定員は二百名だと思ひます。これは神奈川県川県のいたるところにおります。鶴見の操車場にもおりますし、その他のいたるところにおります。あちらさんの憲兵の将校が指揮しております。いろ／＼事情を聞いたところ、外国人はいかなる事情があつても撃つてはならない。そうすると日本人だけを撃つのかと言つと、さうだといふ本人の話でありました。さういふ命令を受けてゐるといふことでもあります。さうするとこれもやはり軍事警察的なものであります。これが神奈川県だけで数千人に上ると思ひますが、どのくらいおりますか、お伺ひしたい。

○大橋國務大臣 今お尋ねになりました点は、これは総司令部関係の使用人でございますので、その数は私から申

し上げるわけに参りません。

○今野委員 わからないうのならばしかたがないからこれはこのくらいにしましう。

次に伺ひたいのは、三十六條で政治行為が制限されておる、三十七條で選挙行為の禁止といふようなことがあつたわけでありまして、さういふように制限がされてゐるといふことになる。これは自治性を重んずる法律として、非常にこまかい点まで規定してゐるに思ひます。そこで選挙のことは特に具体的に書いてゐるわけでありまして、それで私もひとつ具体的に聞いてみたいのですが、教員でもうちに帰ると普通の人は、たとえば女の先生が井戸端会議で、一体だれに投票したらいのだからかといふことで名前を言つた。さういふときにはやはりこれにひつかかることになるのでしようか。

それからたとえば夫婦の間でさういふような話をしたときに、やはりひつかかることになるのですか、これは非常にかまかいようですが、こまかいところを規定してゐるから、ちよつとお伺ひしたい。

○小野政府委員 この法律案の三十六條で書いておられますところは、いわば政治的な行為をするといふ場合に、政治的な目的が前提になつておられます。この点をお考えくださるならば、夫婦がさういふ話をすることが該当するかどうかといふことは、おのずからおわがりになると思ひます。

○今野委員 今の答えはずいぶんおもしろい答えだと思ひます。さうすると夫婦の間でも、ここにあるような目的をもつて話をしたときには該当するといふのですか。

○小野政府委員 この点につきまして、少し法律的なことになります。が、第三十六條第二項の第一号をどうに

なつたらよいかと思ひます。公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。さういふことになつておられますので、夫婦で話し合うことが勧誘運動なりや否やは、さういふことによつて判定を下すわけでございますが、さうでないといふことは該当しないことになるわけでございます。

○今野委員 その点について大橋さんにちよつとお伺ひしたい。

○大橋國務大臣 夫婦間におきまして、選挙の際に候補者についていろいろ語り合うといふことは、それが特別の政治運動として行われまふやうなことは、まず考えられないと思ひます。で、かような場合には実際問題としてこの條項を適用するやうなことは考えられません。

○今野委員 さうすると井戸端会議などの席でさういふことをやるといふことになつてゐますか。

○大橋國務大臣 井戸端会議となりまして、多数人に対して選挙の候補者について話し合うことになりまして、それが単に候補者について話し合うといふだけならばいいのであります。が、投票を得、または投票をさせないといふやうな目的を持つて、勧誘運動をしてゐるといふやうな話し方を話をしておられますと、これは当然この條項にひつかかることになつてゐます。

○今野委員 これは非常に微妙なことになるわけでありまして、実際問題としてはたとえば教員が、教員といふもの

は地方では相当權威ある知識人といふことになつてゐる。さうするとその人の所へどうしても来るのです。これは教員に限らない。役場の人などが近所におれば、この人に投票しようと思ふのだが、どうかといふやうなことも聞かれるし、いろ／＼なことがあるわけ

です。さういふときにそれについて答えてはいかぬことになるわけですか。

○大橋國務大臣 誤解を受けたくないといふことになりまして、答えなければ絶対にひつかからないことは確実なのであります。

○今野委員 さういふことが大規模に私たちの身辺で行われてゐるのであります。今度の教育委員の選挙でもさうであります。一村をあげて――ほかの候補者に二人が三人入つたのです。それで大騒ぎした例があります。私の隣村です。それはなぜかと言へば、皆これに入れろといつたのに、三人ばかり共産党の候補者に入つたといふので大騒ぎをしてゐる、さういふやうな例がある。實際足腰の立たない人までもリヤーカーなんかでひつぱつて来て投票させてゐる。これは明らかに選挙違反であります。それを公務省が先に立

て、今度の教育委員の選挙を見ましても、都市では都市のインテリヤ、あるいは労働者はあの教育委員会の制度に失望して、非常に棄権が多かつた。ところがいかに参りますと、投票率が多い。これはどうしたわけかといへば、結局さういふ狩り出しといふものが、たくさんあつたといふこと

の雄弁な証です。さういふことがやたらにあるのであります。しかしさういふ規定がしてあると、ある者に対し

ては見えて見ぬふりをする。ある者に対しては著しく取締る、こういうようなことが、ほんとうに目に見えるようにわかるわけでありませう。従つてこの規定は現在の予想のもとにおいては、實際悪用されるおそれ十分あると、私も考えられるわけでありませう。その点、そういうことではないという保障が、どこにあるかお聞きいたします。

○大橋國務大臣 この條項につきましては、これが刑罰に触れるというような性質の問題ではありませんで、これはいわゆる職員として解雇されるというような措置が、あるかないかという關係の條項でございませうが、お示しのようにこの各項の運用にあたりましては、その認定については十分に公平なる角度から、また真にその事實の有無について、しっかりと調査をして運用すべきものである。またその運用の適正をはかるためには、この法案中にもいろいろこれに関連する諸規定もあるわけでありまして、今、今野君のお話のように運用のいかんによつては、非常に不公平なことになるやうい條項であります。従いましてこれは十分に公平に運用するようにしなければならぬ。こう考えるわけでありませう。

○今野委員 どうも保障ということまでは行かなかつたやうであります。現実にはこの法律ができますと、地方の警察官あるいは検察官といふものが、この法律があるからといつて、すぐ発動するわけですか。そういうような点から発動の仕方に不公平が起るといふことを、私は危惧するものであります。そうすると、これはもう警察やあるいは検察庁の問題になるわけであり

ますけれども、ともかく從來でもこの選挙違反の明白な事実があつても、これはどうにもならなかつた。いわんや今度はこういう地方公務員が、それに携つておるといふ場合には、そのおそれが十分あると思ひますが、その点どうですか。

○小野政府委員 この法律の運用の問題になつて参りますので、私からお答えをいたしたいと思ひます。第三十六條の政治的行為の制限につきましては、公務員關係の点から考えまして、罰則の規定は適用はないことにいたしております。従つてたゞいま御指摘のやうな警察の問題であるとか、あるいは検察庁の問題はございませんで、同時にこれは懲戒処分の対象となるのでございませうが、懲戒処分と申しましては、戒告から免職までのいろいろの処分の方法がございませうので、従つてすべてのものが免職をされるということにはならないので、その情状によつて任命権者が判断するであらうと思ひます。その場合に、もし当該職員が不利をこうむつたという理由のもとに、人事委員会に審査を請求する道も開かれておりますので、この点についての保障の措置は、この法律案によつて可能である。かように考えております。

○今野委員 それから私の点で非常に疑問に思ふことがありますので、もう一つ考えをお伺いしたいのです。それは今度特別都市設置が大分ありました。そのときに都市での選挙があつたのです。私の選挙区では横須賀などがありました。また近くでは横浜などがありましたが、そのときに市長やその他の人々が先頭に立つて、そうして団體をつくつて賛成投票をさせよ

といふことを、電車の中にも張りめぐらし、あちらこちらに塔を立てて非常な運動をしたのです。こういうことは自治體としてやつておるのでありますが、これは公の選挙であるに開連しないのですか、この規定とはどんな關係になりますか、お伺いしたい。

○小野政府委員 ただいまのお話は、憲法に申しております普通地方公共団體のみに適用される特別法の賛否の投票の問題であらうと思ひます。その場合におきまして、何分かやうな特別法の賛否の投票は、一般地方住民でも、ややともすると関心が薄くなるおそれがあります。従いましてかやうな場合に啓発運動と申しますか、さうな意味合いにおいて、できるだけこれを理解、周知徹底せしめるために、こゝういふ措置をとつたところもあるやうかと思ふのであります。ただこの場合において、いわゆるこの第三十六條にいう政治的な目的を持つて勧誘運動をしたかどうかといふことにつきましては、個々の職員の行為について判断をしなければならぬと考えます。

○今野委員 それは市の吏員やなんか使つて、やはりさういふ大規模な賛成投票をせよといふことをやつてゐるのです。だから勧誘運動といふところではないで、非常に大つぱらにやつてゐるわけですか。これはどうもわれわれに投票をしなければいけないといふだけなく、明白に賛成投票をせよといふことなんです。その点もう少しはつきり伺いたい。

○小野政府委員 その点につきましては、ここに第三十六條第二項に掲げておられますやうな政治目的がないものであります。私は考える次第であります。○今野委員 これは「地方公共団體の執行機關を支持し」云々と書いてあります。これに抵触するのではないですか。

○小野政府委員 これは当該地方公共団體の執行機關を支持し云々、さういふ目的をもつてやる場合、あるいは逆反對する目的を持つてやる場合、こゝういふことになつておられますので、当該地方公共団體の執行機關を支持した、あるいは反對したりする、ただいまのお話では賛成といふことになれば支持する、こゝういふやうな目的を持つてゐるものとは、解釈できないと考えます。

○今野委員 そうすると、ああいうことは大つぱらにやるべしといふことになつてゐるのですか。結果においてはやはり執行機關を支持するといふことを求めてゐることになるわけでありませうか。その点はさうではないとおつしやるのですか。

○大橋國務大臣 私からお答え申し上げます。特別都市法案の類につきまして、市役所の吏員を使用いたしまして、これに賛成の投票を勧誘せしむるやうに、この規定に定まつてゐるやうな政治的な目的を持つてゐるものと、私も考えられないのでございませう。さういふ意味合いにおいて処理してしかるべきものであらうと考えます。

○今野委員 そうすると、それは公の選挙ではあるけれども、政治的な目的を持つて選挙ではないとおつしやるのですか。

○大橋國務大臣 非常に重大なことだと思ふのであります。今までのことはひつつかかるけれども、今まではひつつかかるけれども、今までは当然さしつかへなかつたのだといふことになつてゐます。

○小野政府委員 私からお答えいたします。

地方公務員もまた憲法上の公務員であることは御承知の通りでございます。従つて全体の奉仕者たる地位を持つておるわけでございます。さうな意味合いにおきまして、公務員たる本質から言ひまして、かような制限はやむを得ないと考えております。

○今野委員 そうすると、私基本的人権の制限かどうかということを聞いたのですが、今のお答えですと今までいろいろと政治活動をやつていた、たとえば教員がこういうものについて勸誘したりなんかした、こういうことは憲法に違反する。そういうふうに受取られるのでありますが、その点どうですか。

○小野政府委員 現状におきましては、いまだ地方公務員制度自体の確立ができておりませんために、この点につきましては問題が残されておつたのでございますが、国家公務員制度と相まらしまして、地方公務員たる地位、本質にかんがみてさうな措置をとることが妥当である。かような考え方から、この法律案の中に規定を設けることにした次第であります。

○野村委員 議事進行について……。若干まだ質疑残留の人もあるようですが大体公報の予定の審議を、昨日来慎重に審議し続けて来られましたので、残部は委員長において善処せられ、委員会の質問はこれをもつて打切りにし、この連合審査会は、この程度で散会せられんことを望みます。

○前尾委員長 連合審査会はきのうまでの予定でありましたが、本日までさらに引続いて参りました。大体連合審

査の目的も達せられたと存じます。各委員長とも協議しました結果、連合審査会はこれにて終りたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。
午後一時十四分散会

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行